

京都市告示第 82 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（以下「法」という。）第 51 条 19 第 1 項及び第 51 条の 20 第 1 項の規定により、次のとおり法第 51 条の 14 第 1 項に規定する指定一般相談支援事業者及び法第 51 条の 17 第 1 項第 1 号に規定する指定特定相談支援事業者を指定しました。

平成 26 年 4 月 4 日

京都市長 門川 大作

1 申請者

社会福祉法人京都ライトハウス（理事長 神谷 俊昭）

2 申請者の主たる事務所の所在地

京都市北区紫野花ノ坊町 1 1

3 事業所の名称

京都市北部障害者地域生活支援センターほくほく

4 事業所の所在地

京都市北区紫野西舟岡町 1 3 番地 1 星崎荘 1 階

5 指定する事業の種類

地域移行支援，地域定着支援，計画相談支援

6 指定年月日

平成 26 年 4 月 1 日

7 事業所番号

2630100895

(保健福祉局障害保健福祉推進室)